平成２３年（フ）第３２５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3466番地の４
破産者　近藤　隆義
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７４号
山梨県甲斐市西八幡4206番地９　玉幡ハイツ１―15
破産者　樋口　久雄
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１３号
山梨県山梨市東187番地の36
破産者　大澤　宗昭
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
長野県松本市大字里山辺1198番地１
破産者　千野　孝明
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３０８号
愛知県岡崎市城北町14番地７　城北ハウス205、前住所愛知県岡崎市伊賀町字６丁目31番地　コーポドラゴン303
破産者　夕ぎりこと　井上　靖恵
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
愛知県岡崎市大和町字宮地52番地１　コーポラスノベルティＤ―101
破産者　原田　一希
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０６号
愛知県豊田市宮口町１丁目48番地１　メゾンドールＢ―203号
破産者　髙橋　将志
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１１号
名古屋市名東区社台２丁目87　アイシンマンション101、開始決定時の住所愛知県岡崎市百々町字池ノ入21番地６　シティハイムシャトレ101
破産者　西河商会ことお米のにしかわこと　西河　洋
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６８５号
京都市下京区揚梅通東中筋西入天使突抜３丁目454番地１号室、住民票上の住所京都市伏見区醍醐御霊ヶ下町27番地の40
破産者　別所　義博
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
兵庫県洲本市上内膳454番地３高谷方、開始決定時の住所兵庫県洲本市由良３丁目13番12号
破産者　新島勝次郎商店こと　新島　俊夫
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第４７７号
広島市東区中山東１丁目３番15―403号
破産者　中本　光美
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８６号
広島市中区千田町３丁目１番10―605号
破産者　三谷　幸生
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３号
山口県防府市大字田島1734番地　マツダ遠藤社宅８棟105号
破産者　大和田昭一
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
愛媛県松山市中村１丁目１番８号　白石ハイツ201号、住民票上の住所高知県高知市福井町951番地５
破産者　国久　恵子
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７３０号
熊本県阿蘇市内牧966番地、開始決定時の住所熊本県宇城市松橋町久具576番地１　戸山ハイツ202
破産者　中村　正美
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７６号
大分市敷戸南町15番４号　シティパル敷戸Ａ棟102
破産者　角熊　由起
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７１９号
仙台市青葉区片平１丁目１番１―902号
破産者　安達　耕一
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６０２号
埼玉県越谷市赤山町２丁目172番地４
破産者　五十嵐隆盛
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係